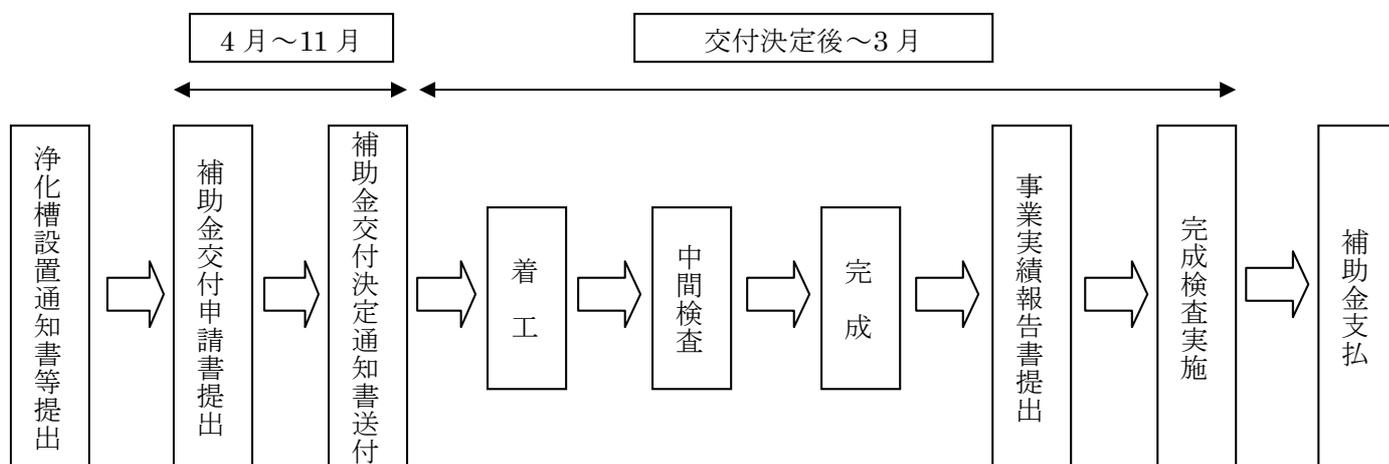


合併浄化槽設置に係る補助金申請手続きの流れ



1. 新築の場合は、浄化槽設置通知書（市町村用）を、浄化槽を付け替える場合は、浄化槽設置届出書（市町村用、岐阜県用、保健所用）を提出してください。

2. 工事着手前に補助金交付申請書を提出してください。また、次の1～8を添付して提出してください。

- ①申請者が住宅等を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- ②浄化槽設置通知書（本人控）又は、浄化槽設置届出書の写し
- ③浄化槽工事請負契約書の写し（見積明細書を添付）
- ④全浄協登録証の写し
- ⑤全浄協登録浄化槽管理票C票
- ⑥全浄連の機能保証登録証
- ⑦浄化槽認定シート等
- ⑧位置図
- ⑨排水系統図（浄化槽の設置位置、排水先が分かるもの）
- ⑩その他町長が必要と認める書類（浄化槽設備士の免状の写し等）

※ **補助金申請の手続き時期**

4月から11月頃までに申請の手続きをお願いします。補助金が無くなり次第申請受付を終了いたします。

3. 交付申請受付後、申請された方に補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受け取るまで浄化槽の設置工事を行わないようにしてください。
4. 浄化槽設置工事中に、浄化槽が施工基準に則って施工されているかどうかを職員が確認に伺います。
5. 浄化槽設置工事完了後に事業実績報告書を提出してください。また、次の1～8を添付して提出してください。
 - ①浄化槽保守点検・清掃との業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し
 - ②浄化槽チェックリスト
 - ③浄化槽施工浄協写真一式
 - ④浄化槽設置工事に係る請求書又は領収書の写し
 - ⑤その他町長が必要と認める書類
6. 事業実績報告書提出後に申請者と浄化槽設置業者、職員で合併処理浄化槽が申請のとおり設置されているか、排水設備機器の排水が浄化槽に流れ込んでいるかどうかの確認の検査を行います。(検査の日程は申請された方で調整をお願いします)
7. 検査終了後、補助金を指定された口座にお支払いします。(お支払いまでの期間は通常1ヶ月程になります)